平成２６年（フ）第２３号
鹿児島県姶良市加治木町木田5348番地469
破産者　山元久美子
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４号
福島県郡山市逢瀬町多田野字河田堀75番地
破産者　安藤　　司
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
さいたま市緑区宮本１丁目７番地30
破産者　三輪　英史
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８８号
さいたま市緑区大字中尾1616番地３　サンライズ大熊Ｃ―105、旧住所さいたま市緑区大字中尾1438番地15
破産者　関川　義宣
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
新潟県柏崎市長峰町20番36―201号　コーポ清風、前住所新潟県十日町市新座乙1923番地１
破産者　樋口　トワ
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５９７４号
大阪府摂津市学園町２丁目６番３―205号
破産者　山下　忠由
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７３８号
大阪府松原市東新町２丁目２番20号
破産者　竹本　嘉徳
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６５号
大阪府枚方市中宮北町２―３―702、住民票上の住所大阪府枚方市楠葉美咲３丁目21番１―310号
破産者　藤村　武仁
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０４３号
大阪府摂津市鳥飼上３丁目８番23号
破産者　岩崎　克己
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５９３号
滋賀県草津市西渋川１丁目15番６号
破産者　森田　　誠
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９６５号
大阪市旭区高殿３丁目27番１―1201号
破産者　福田自動車こと　福田　博已
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４６０号
高知県安芸市井ノ口乙1490番地、開始決定時の住所兵庫県西宮市柳本町９番16―401号
破産者　土方　繁男
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９７５号
大阪府東大阪市藤戸新田２丁目８番20号
破産者　山形　加代
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７３号
福井県鯖江市二丁掛町第31号６の１・６の４合併の１番地
破産者　加藤新右衛門
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
福井県坂井市三国町三国東３―２―11　レオパレス三国東101号室、旧住所福井県勝山市遅羽町比島第33号１番地２
破産者　渥美　修次
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
岐阜県可児市広眺ケ丘９丁目25番地
破産者　濵畠　正明
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第９８９号
大阪府枚方市長尾谷町１丁目104番地57
破産者　有限会社三恵自動車
1　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
2　一般調査期日　平成26年８月21日午後３時30分
平成26年６月９日
大阪地方裁判所第６民事部